

事務連絡  
令和2年3月5日

各区市町村介護保険主管課 御中

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員研修の取扱いについて（第2報）

平素より東京都における介護保険事業の円滑な運営に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
先般、令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡（以下「国通知」という。）により、新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて通知があり、令和2年2月26日付事務連絡により、令和2年2月29日から3月15日までの間に開催される東京都介護支援専門員法定研修の実施について開催を延期としたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を鑑み、以下のとおり延期対象期間を変更いたしますので、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

記

1 介護支援専門員研修等の延期

令和2年2月29日から3月31日までの間に開催される以下の研修について開催を来年度に延期することといたします。

なお、来年度の研修の開催及び延期後の日程については別途通知いたします。

（延期対象の研修）

介護支援専門員更新研修、介護支援専門員再研修、介護支援専門員現任研修（専門Ⅱ）、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修

2 介護支援専門員証の有効期限

研修を受講できなかったことにより資格更新時期を過ぎる主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、国通知に基づき、資格を喪失しない取扱いとする予定です。

なお、資格を喪失しない期間等、有効期間満了日の取扱いの詳細については、厚生労働省に確認中であり、別途通知いたします。

【担当】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課  
ケアマネジメント支援担当 小池・長谷川  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話：03-5320-4279（直通） F A X：03-5388-1395  
Eメール：S0000615@section.metro.tokyo.jp